

令和7年度新座市保育施設利用申込確認票(新座市外から転入予定の方)

保育利用申込みに当たり、以下の確認事項を必ずご確認のうえ、「承諾した」に○をつけてください。

確認事項		○をつけてください。
必須 確認 事項	保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)を受けなければ保育施設の利用はできません。また、保育の必要性において、各事由に該当しない場合や申請書類に不備がある場合は認定できません。	承諾した
	保護者の保育の必要性の事由で該当する書類(就労の場合は就労証明書等)を添付してください。就労証明書及び診断書は、証明日が提出日から3か月以内のもの有効となります。	承諾した
	利用調整の際に、同一指数による判定となった場合、保育施設の希望順位が影響する場合があります。	承諾した
	利用調整の結果、入所が内定した場合は郵送にて通知します。入所保留となった場合は、利用申請をされた月については郵送にて通知しますが、翌月以降については入所内定となった場合のみ郵送により通知します。	承諾した
	申請は年度内有効となります。申請時と状況が変わった場合(就労内容や家庭状況等)は、すみやかに保育課まで必要書類を提出してください。	承諾した
	新座市に転入後、保育課で申請手続があります。入所内定している場合は、入所月の前月末日までに新座市に転入し、保育課で申請手続を行わないと、入所取り消しとなる場合があります。	承諾した
	入所内定後、申請書類の内容と事実が異なる(就労条件の変更や転職、離職、児童の健康状態等)ことが判明した場合、入所内定取消しまたは退園となります。	承諾した
	お子様の状態により入所内定後の施設での面談で通常保育での対応が難しいと判断された場合は、定員に空きがあったとしても施設の受入体制が整うまで入所をお待ちいただくか、または、受入不可となる場合があります。	承諾した
	入所後、申請書類の内容と同じ家庭状況、就労状況が続くことが入所の条件となります。	承諾した
	利用する園によっては、保育料以外にその他費用がかかる場合があります。	承諾した
	入所後、園に慣れるまでの間、短時間保育(慣れ保育)があります。	承諾した
	内定を辞退した場合、次月以降の入所選考において、利用調整時に減点となります。	承諾した
	申請児童の世帯情報や健康状態について、関係する部署及び施設間で情報の提供・取得することがあります。	承諾した
お子様に障がいのある方や発達に心配があり相談を受けている方 入所内定後の施設での面談で受入不可となることを避けるため、申請前に希望保育施設へ相談・見学を行い、受入可能と判断された保育施設を希望園としてご記入ください。また、受入れに当たり職員を加配することとなった場合には、保育時間は加配の職員体制が整っている時間内となります。	承諾した	
令和7年1月2日以降に新座市へ転入された(予定の方) 令和7年6月以降に令和7年度市民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。 ※保育料の決定に必要となります。転入時の申請で、マイナンバーの確認ができる場合は提出不要です。	承諾した	
令和6年1月2日以降に新座市へ転入された方 令和6年度市民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。 ※保育料の決定及び利用調整における同一指数による判定となった場合に必要となります。 申請時にマイナンバー及び本人確認ができる場合、課税証明書の提出は不要です。	承諾した	
現在お住まいの自治体で既に保育施設を利用している方 新座市の保育施設に入所できなかった場合、現在利用している施設を転入後も継続利用することが可能かどうかを現在お住まいの自治体に確認し、可否等を以下に回答してください(※継続利用可能で利用を希望する場合は、利用申込書の希望施設欄の最後尾に「施設名(継続)」と記入してください。) (・継続利用可 ・継続利用不可 ・継続利用しない)	回答した	
現在お住まいの自治体で既に保育施設を利用している方 現在利用している保育施設については、新座市転入後の継続利用可否にかかわらず、転出に伴う退所手続がお住まいの自治体で必要となります。手続がまだお済みでない方は、お住まいの自治体で手続を行ってください。	承諾した	
新座市以外の自治体に保育施設の利用申込をしている方 新座市の申込みと併せて、他自治体の保育施設の利用申込をしている方は、該当する自治体名を記入してください(自治体名:)	記入した	
満65歳未満の祖父母と同居(同居世帯分離含む)している(転入後同居予定の方) 満65歳未満の祖父母の保育の必要性の事由を証明する書類を添付してください。 ※提出が無い場合、利用調整時に減点となります。	承諾した	
市内認可保育施設に就労又は就労内定の方 市内認可保育施設に保育士として1年以上就労を継続することに同意し、保育士就労継続同意書及び保育士証等の写しを添付した。なお、同意したにもかかわらず1年未満で離職した場合、事実が判明した月末をもって退園となります。	承諾した	
現在妊娠中の方 母子手帳の写しの提出が必要となります。※出産予定日をご記入ください。(令和 年 月 日)	承諾した	
妊娠・出産でお申込みの方 支給認定の有効期間は出産予定月とその前後2か月を含む計5か月間となり、その期間を超える利用は原則認められず、再度、入所を希望する場合は新規の申請が必要となります。期間終了後に途切れなく保育の必要性の事由(求職要件、育児休業中は除く)がある場合は、退園することなく継続して在園することができます。	承諾した	
就労要件でお申込みの方 就労要件でお申込みの場合、入所後も提出した就労証明書と同条件で勤務を続けることが条件です。入所後、又は入所月までに転職・退職をしたり、勤務日数・時間が短くなっている場合、入所内定取消し又は退園となります。また、内定した場合は、内定先の園に就労証明書の写しを提供します。	承諾した	
育児休業を取得中及び取得予定の方 育児休業中の申請で入所が決まった場合、入所月の翌月1日までに申請時と同条件の契約で育児休業を取得した会社に復職できなければ、入所内定取り消し又は退園となります。※復職後の就労条件が変更になる場合は、申請時に必ずご相談ください。	承諾した	
育児休業取得中で転園を希望する方 育児休業中の転園申請はできませんが、入所月の翌月1日までに育児休業から復帰する場合には転園の申請は可能です。(下のお子様の保育先の預け先等が必要です。) ※ただし、小規模保育施設を卒園するお子様については、この限りではありませんが、3歳以上の保育施設の利用について保証するものではありません。	承諾した	
求職活動中の方 入所後、2か月と10日以内に就労(内定)証明書を提出し、入所3か月以内に就労する必要があります。 2か月と10日以内に条件を満たす証明書の提出がない場合には、入所後3か月で退園となります。	承諾した	
一時保育認可外保育施設、家庭保育室、勤務先託児所等を利用されている方 保育施設等在室証明書を添付した。また、条件を満たしている場合、利用調整の際に加点の対象となりますが、提出が無い場合、加点の対象となりません。	承諾した	
保育施設に入所できなかった場合に、育児休業を延長することを許容している方 育児休業延長申請書を添付してください。また、育児休業給付金の申請に伴い、保育施設利用申込書の写しが必要となりますので、あらかじめコピーを取得してください(新座市では申込受付時にコピーの提供はしません。)。育児休業給付金の申請に係る詳細については、職場またはハローワークへお問合せください。	承諾した	
以上の事項についてすべて確認し、了承した上で保育施設の利用申込みをします。		
令和 年 月 日		
保護者氏名		